

「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」について

平成 24 年 1 月
財 務 省

個人所得課税

- 住宅ローン減税制度の拡充（認定省エネ住宅の特例の創設）
- 給与所得控除に上限を設定（給与収入 1,500 万円超は一律 245 万円）
- 特定支出控除の支出範囲の拡大及び適用判定基準の緩和（給与所得控除の総額⇒2 分の 1）
- 勤続年数 5 年以下の法人役員等の退職金について、2 分の 1 課税を廃止

法人課税

- 研究開発税制の増加額等に係る税額控除制度の延長（2 年延長）
- 環境関連投資促進税制の拡充（太陽光・風力発電設備に係る即時償却制度の創設）

資産課税

- 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充・延長（3 年延長）
- 山林に係る相続税の納税猶予制度の創設

消費課税

- 自動車重量税の「当分の間税率」の見直し及びエコカー減税の拡充・延長（3 年延長）
- 「地球温暖化対策のための税」の導入（石油石炭税に CO₂ 排出量に応じた税率を上乘せ）
- 石油化学製品製造用揮発油等に係る石油石炭税の免税・還付措置の延長（当分の間）

国際課税

- 国外財産調書制度の創設（5,000 万円超の国外財産を保有する個人が提出）

法律案の施行日

平成 24 年 4 月 1 日